

自治体通学区区域制度の現状と課題（2）

吉岡直子

The Present Condition and Issues of School Attendance Area Systems in Municipalities（2）

Naoko Yoshioka

はじめに

学校選択制導入は、1998年の三重県紀宝町を皮切りに、2000年度に東京都品川区、岐阜県穂積町が、2001年度に東京都豊島区、日野市がこれに続いた。2003年度までに導入済みの市町村は13都県35市区町村、2005年度導入予定は10都府県22市区町村、検討中の自治体は10道府県12市区町村に上る（NHK調べ）⁽¹⁾。

学校選択制導入は確実に広がりつつあるかのように見えるが、それは均一な広がりではない。上述のNHK調べによれば、導入・導入予定57自治体のうち、東京都が26、これに千葉、埼玉、神奈川を加えると36自治体となり、全体の63%が首都圏に集中していることになる。一方で従来の通学区区域制度を維持しつつその範囲内での見直し、すなわち弾力的運用を方針とする自治体が圧倒的多数である⁽²⁾。本稿では、このことに留意しつつ、地域自治体の通学区区域制度の実態とそこでの課題の解明を試みる。

2003年9月、福岡県の全市町村を対象に資料収集を行ない、39市町村（回答率40%）から回答を得た。これらをもとに、関係自治体立法（学校設置及び通学区区域に関する条例、規則、規程等）、通学区区域制度の弾力的運用の実態、

学校選択制導入等についての方針・将来計画の分析及び考察を行なった。

1 人口動態と学校

(1) 人口動態⁽³⁾ (表1)

人口増減率（平成7年国勢調査、平成12年国勢調査）を見ると、人口が増加しているのは13自治体、全体の約3分の1にとどまっている。5%以上増加している自治体は4市4町（大野城市、筑紫野市、小郡市、前原市、篠栗町、

市町村名	面積	人口	人口密度	人口増減率	15歳未満比	65歳以上比
大野城市	26.88	90,550	3,368.68	7.9	17.405	12.141
行橋市	69.83	71,127	1,018.57	2.8	15.666	17.821
大川市	33.61	41,794	1,243.50	-4.6	14.819	20.835
飯塚市	71.8	80,339	1,118.93	-3.3	14.086	19.543
中間市	15.98	48,882	3,058.95	-2.7	13.132	21.439
豊前市	111.13	29,582	266.19	-2	13.85	25.4
筑紫野市	87.73	93,171	1,062.02	13.9	16.407	13.702
小郡市	45.5	56,137	1,233.78	7.3	16.547	17.14
前原市	104.5	66,260	634.07	10.2	17.662	14.438
甘木市	167.19	43,252	258.7	-0.1	15.568	21.959
柳川市	37.23	42,073	1,130.08	-3.3	15.028	21.623
久留米市	124.68	235,064	1,885.34	0.9	15.823	16.015
古賀市	42.11	56,277	1,336.43	8.3	17,414	13,682
筑紫郡 那珂川町	74.99	46,661	672.23	7.6	19.16	11.131
糟屋郡 篠栗町	38.9	29,790	765.81	11.7	17.316	15.481
糟屋郡 粕屋町	14.12	35,432	2,509.35	10.5	16.865	11.91
遠賀郡 芦屋町	11.42	16,267	1,424.43	-5.1	15.909	18.645
鞍手郡 宮田町	52.49	21,457	408.78	-3.4	13.271	26.543
嘉穂郡 筑穂町	74.81	11,565	154.59	-1.2	14.609	22.445
嘉穂郡 穂波町	25.23	26,728	1,059.37	-1.3	14.369	20.691
朝倉郡 夜須町	45.47	16,680	366.84	6.2	15.941	17.087
朝倉郡 朝倉町	34.56	10,476	303.13	-4.2	14.767	26.442
朝倉郡 三輪町	21.71	12,414	571.81	7.6	16.113	21.416
糸島郡 志摩町	54.54	17,787	326.13	-0.2	16.18	20.395
糸島郡 二丈町	57.07	13,860	242.86	3.3	15.641	20.97
浮羽郡 吉井町	28.29	17,637	623.44	-1.9	16.287	22.418
浮羽郡 田主丸町	50.99	21,491	421.47	-1.1	15.404	22.418
三井郡 大刀洗町	22.83	15,490	678.49	3.2	17.081	18.637
八女郡 立花町	86.64	12,758	147.25	-6.7	15.091	24.788
八女郡 黒木町	135.49	14,964	110.44	-6.4	15.049	27.538
八女郡 上陽町	59.32	4,326	72.93	-6.3	13.023	28.321
山門郡 三橋町	16.89	18,181	1,076.44	0.1	16.294	23.494
山門郡 瀬高町	37.73	24,930	660.75	-3.3	14.496	23.494
田川郡 添田町	132.1	13,179	99.77	-7.4	12.627	28.996
田川郡 香春町	44.56	13,588	304.94	-5.7	13.82	24.221
京都郡 犀川町	98	7,785	79.44	-8.6	11.475	30.687
京都郡 勝山町	33.94	7,332	216.03	-2.5	13.486	24.423
田川郡 赤村	32.03	3,760	117.39	0.1	13.173	24.889
築上郡 新吉富村	13.44	4,292	319.35	-0.5	14.564	23.429

表1

那珂川町、夜須町、粕屋町）で、福岡市周辺自治体の大幅な人口増加が顕著である。他方、県南部（上陽町、黒木町、立花町）、筑豊地区（添田町、香春町）で人口減少が著しい。

2003 年度総務省統計によれば、我が国の 15 歳未満人口比は 14%、高齢者（65 歳以上）は 19%となっている。15 歳未満人口比が 14%を下回るのは 9 市町村（中間市、豊前市、添田町、宮田町、犀川町、香春町、勝山町、上陽町、赤村）、65 歳以上人口比が 19%を上回るのは 6 市 17 町 2 村計 25 自治体（大川市、飯塚市、中間市、豊前市、甘木市、柳川市、筑穂町、志摩町、立花町、黒木町、瀬高町、吉井町、穂波町、添田町、宮田町、三橋町、犀川町、二丈町、田主丸町、朝倉町、香春町、上陽町、勝山町、赤村、新吉富村）に上る。15 歳未満人口比 14%以下でかつ 65 歳以上人口が 19%以上の自治体は中間市、豊前市、添田町、犀川町、香春町、勝山町、上陽町、赤村、これら 8 自治体は深刻な少子高齢化の状況にある。（いずれも平成 12 年国勢調査による）

(2) 学校数と通学区域の変動 (表 2)

小学校が 2 校以下の自治体は 4 である。中学校では 1 町村 1 校という自治体が 13 ある。新吉富村では、2002 年度から隣接する太平村と築上東中学校事務組合を設立し、2003 年度からは事務局が太平村に置かれているので、数字の上では中学校は 0 となっている。筑紫野市では小学校、中学校各 1 校につき隣接する太宰府市に一部教育事務委託をしている。

学校設置条例の改正回数から学校数と通学区域の変動がある程度推測できる。半数近い自治体では 1 回ないし 2 回の改正をしているが、行橋市、夜須町、瀬高町、宮田町、朝倉町、香春町、勝山町の 7 自治体では、昭和 60・1985 年以降、学校設置条例は一度も改正されておらず、学校数に変動がなかったものと考えられる。他方、中間市では 6 回、大野城市では 8 回の改正があり、学校数と通学区域に頻繁な変動があったこと（中間市では減少、大野城市では増加）が推測される。大野城市の通学区域図では、整然と区画された住宅地の中央に設置された小学校が数校確認でき、宅地開発に伴う学校新設がなされたことがわかる。人口増加率が 10%を超える前原市では、平成 18 年度小学校が 1 校新

市町村名	面積	人口	人口密度	小学校	中学校	小学校人口比
大野城市	26.88	90,550	3,368.68	10	5	9,055
行橋市	69.83	71,127	1,018.57	11	6	6466
大川市	33.61	41,794	1,243.50	8	4	5224
飯塚市	71.8	80,339	1,118.93	12	7	6695
中間市	15.98	48,882	3,058.95	6	4	8147
豊前市	111.13	29,582	266.19	10	4	2958
筑紫野市	87.73	93,171	1,062.02	11	5	8470
小都市	45.5	56,137	1,233.78	8	5	7017
前原市	104.5	66,260	634.07	8 (分校2)	3	
甘木市	167.19	43,252	258.7	8	4	5406
柳川市	37.23	42,073	1,130.08	8	4	5259
久留米市	124.68	235,064	1,885.34	21	13	11194
古賀市	42.11	56,277	1,336.43	8	3	
筑紫郡 那珂川町	74.99	46,661	672.23	8	4	5833
糟屋郡 篠栗町	38.9	29,790	765.81	4 (分校1)	2	7448
糟屋郡 粕屋町	14.12	35,432	2,509.35	5 (分教室1)	2	7086
遠賀郡 芦屋町	11.42	16,267	1,424.43	3	1	5422
鞍手郡 宮田町	52.49	21,457	408.78	5	3	4291
嘉穂郡 筑穂町	74.81	11,565	154.59	3	1	3855
嘉穂郡 穂波町	25.23	26,728	1,059.37	5	2	5346
朝倉郡 夜須町	45.47	16,680	366.84	3	1	5560
朝倉郡 朝倉町	34.56	10,476	303.13	2	1	5238
朝倉郡 三輪町	21.71	12,414	571.81	1	1	
糸島郡 志摩町	54.54	17,787	326.13	4 (分校1)		4446
糸島郡 二丈町	57.07	13,860	242.86	3	2	4620
浮羽郡 吉井町	28.29	17,637	623.44	4	1	4408
浮羽郡 田主丸町	50.99	21,491	421.47	7	1	3070
三井郡 大刀洗町	22.83	15,490	678.49	4	1	3873
八女郡 立花町	86.64	12,758	147.25	5	3	2551
八女郡 黒木町	135.49	14,964	110.44	8	1	1871
八女郡 上陽町	59.32	4,326	72.93	2	1	2163
山門郡 三橋町	16.89	18,181	1,076.44	5	1	3636
山門郡 瀬高町	37.73	24,930	660.75	7	2	3561
田川郡 添田町	132.1	13,179	99.77	5	3	2636
田川郡 香春町	44.56	13,588	304.94	4	1	3397
京都郡 犀川町	98	7,785	79.44	5	2	1557
京都郡 勝山町	33.94	7,332	216.03	3	1	2595
田川郡 赤村	32.03	3,760	117.39			
築上郡 新吉富村	13.44	4,292	319.35	2	0	

表 2

設される。人口減少率-6.3%の上陽町では、平成 14 年度、小学校が 5 校から 2 校に統合されている。

2 通学区域の設定と就学

通学区域は行政区域に基づいて設定され、通学区域規則にこれを明記する例も多い。「通学区域については、校区毎、行政区を持って行く。」（筑穂町）「行政区域」（篠栗町 粕屋町 筑紫野市 大刀洗町）「行政駐在区」（志摩町）「学

区域は、夜須町行政事務委嘱に関する規則の区を基準として定める。」（夜須町）「町内及び隣組」（飯塚市）を基礎にした通学区域の設定は地域コミュニティの重視ともいえる。

飯塚市では1小学校の通学区域が飯塚市全域とされ、黒木町では調整区域を設け小学校2校の選択ができるようになっている。

注目されるのは、4市4町（行橋市、豊前市、小郡市、勝山町、夜須町、朝倉町、大刀洗町、吉井町）で指定学校以外の就学を禁止する規定があることである。指定校への就学を義務づけるものと指定校以外の学校への就学を禁止するものがあるが、双方のタイプにはそれぞれ地域性が見られる。

「大刀洗町立小学校又は中学校に就学すべき者は、本人及びその保護者の居住する通学区域の小学校及び中学校に就学しなければならない。」（小郡市、朝倉町、吉井町）

「指定を受けた保護者は、これを拒み、指定外の学校に児童・生徒を通学させてはならない。」（飯塚市、豊前市、行橋市）

おそらくは、相当以前の通学区域規則に規定されていたものがそのまま残っているであろう。そして当時、これらにはモデル案があり、同様の規定を有する自治体は多かったのではないか。ことさら意識してこの規定を残したとは考えにくい。就学指定を一種の権力的処分とする考え方がこの前提に見て取れ、従来の画一的・硬直的な学校指定の根拠となったと思われる。

3 指定校変更・区域外就学の判断基準

大多数の自治体で行なわれている通学区域制度の運用の弾力化は、具体的には指定校変更・区域外就学の判断基準の見直し＝緩和という形を取る。

(1) 形式

判断基準の形式は様々で、規則によるもの（例「指定学校変更取扱規則」（小郡市）、規程によるもの（「黒木町立小学校に就学すべき者の指定学校の変更に関する規程・区域外就学に関する規程」）、要綱によるもの「那珂川町教育委員会指定学校変更・区域外就学要綱」、要領によるもの（「志摩町立学校指定学

校変更取扱要領」）、許可基準によるもの（「指定校変更（区域外就学）許可基準」（久留米市）、これらのうち複数を備えるものがある。豊前市では要領、基準はすべて教育委員会告示となっているが、内規扱いとする例が多いようである。特に判断基準を定めず通学区域規則の中に規定を設けている例、明文規定を持たずその都度協議するという方法を取る例もある。

(2) 判断基準・指定校変更・区域外就学事由を認める事由

学校教育法施行令8条は、市町村の教育委員会は「相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校または中学校を変更することができる。」と定めている。相当と認められる理由としては地理的な理由や児童の身体的な理由（昭和27.4.17 初中局長庶務課長回答）及びいじめによる被害（昭和60.6.29 文初中201 初中局長通知）が例示されてきた。

通学区域制度の弾力的運用を打ち出した平成9年の通知（平成9.1.27 文小78 初中局長通知）は、上記の理由の他、「児童生徒の具体的な事情に即して相当と認めるとき」は指定校変更・区域外就学を認めることができる、さらに保護者への周知、相談体制の充実を図ることとしている。文部省がまとめた「公立小学校・中学校における通学区域制度の運用に関する事例集（第1集）」（平成9）、「同（第2集）」（平成12）には、全国の多様な事例が報告されている。

福岡県下39自治体の判断基準は大きく以下のように整理することができる。

①身体的理由（心身の故障 身体虚弱 特殊学級 病院学級）

②地理的理由（通学距離 通学時間 交通機関の便）

「通学上の安全確保のため、自宅から近い学校への通学区域の変更」（宮田町）

③教育的理由（いじめ 不登校 私立・国立への就学 学校行事（修学旅行、社会科見学、運動会等）

いじめ、登校拒否を「精神的理由」とするものもある。（三橋町）

「通学に支障がない、学校行事」（那珂川町）

④家庭環境（共働き 母子・父子家庭 兄弟姉妹 家族の病気・看護 自然災害）

共働きについては「原則小1,2,3年」「低学年」に限定するものが多い。特

異なる例として「養子縁組が成立するまで住民登録の変更ができない場合」（二丈町）

⑤住居（年度・学期途中の転居 一時的転居 住居確定による事前転居 住民異動を伴わない転（借金取り立て、家庭不和 公共事業による立ち退き）

この事由が認められる期間を以下のように限定することが一般である。「小6中3」「中3・3学期」「小6中2中3」「小6中3在学中で第3学期以降」

「転校に伴う負担軽減として隣接校区への転居」をあげる例がある。（久留米市）

⑥その他

コミュニティ

「地域コミュニティへの配慮」（久留米市）

特異な例として、「劇団公演期間」をあげるものがある。いわゆる大衆演劇の公演が恒常的に行なわれる施設があるためである。（久留米市）

⑦その他やむを得ない事由

身体的理由、住居、家庭環境は多く見られるが、地理的理由をあげるものは少ない（甘木市、三橋町、宮田町、黒木町、立花町、大川市）。文部省の事例集には、「希望する部活動が指定校にはない」などの例があり、これが「弾力化」のモデルの一つともされているのだが、今回見た限りではこのような理由は見当たらず、いじめや学校行事以外の教育的理由はほとんど見られなかった。

(3) その他

那珂川町では、「この要綱は、児童・生徒の保護を第一義に考慮し適用するものとする。」（那珂川町教育委員会指定学校変更・区域外就学要綱2条 平成13）と学校指定変更・区域外就学の一般原則を定めているが、このような例は他には見られない。

芦屋町は区域外就学を認める期間を明記している。

「学期については1学期末まで、2及び3学期については3学期末までを限度とする。

特例事項 小学校6年 卒業の関係から3学期末までの区域外就学を認める。

中学校3年 進学の関係から3学期末まで 小中の修学旅行等の学校行事を実施する学年は、当該学校行事を実施する学期の学期末まで」

豊前市、行橋市では区域外就学承諾の対象範囲と事由を以下のように制限的に明示している。「本市で行う区域外就学承諾は、原則として、通学距離等を考慮して次の市区町村に住所を有する者を対象とする」

「義務教育においては、児童・生徒の住所地の市町村が第一時的責任を負うものとされ、他の市町村の設置する小・中学校に区域外就学が認められるのは、真にやむを得ない場合に限られる。したがって、その運用にあたっては、指定学校変更よりも一層慎重に扱う必要がある。本市では、区域外就学の趣旨に照らして、地理的な対象範囲を隣接市町村に限定し、また、許可できる事由についても次のような場合に限定する。」

(1) 転出学 (2) 自宅の新改築のための一時期転出 (3) その他教育委員会が特に必要と認める場合 学校行事 転入確定 公共事業に伴う立ち退き

指定校変更・区域外就学に際して、保護者から誓約書を取る例は珍しくない。申請書に「登下校時の事故等については、保護者が責任を持って対処することを約束し」（志摩町）「通学途上の安全は、保護者において全責任を持ちます」（粕屋町）という記載がある例も見られる。

指定校変更・区域外就学の許可ないし承諾権者は「教育長の許可」（黒木町）、「学校教育課長が審査」（豊前市）、「教務課長」（小郡市）、学務課長（行橋市）等である。

柳川市の規定は標準処理期間「原則として7日間（必要に応じて14日間）区域外就学については原則10日間（必要に応じて20日間）」を明示した唯一の例である。期間は示されていないが「速やかに審査する」との規定を持つものもある（筑紫野市）。

4 通学区域審議会

(1) 設置状況

通学区域審議会、学校区審議会、通学区域審議委員会等の名称の委員会は、

「校区、通学区域の適正を図るため」、「通学区域の設定及び変更に関する事項について調査及び審議」することを目的に設置される教育委員会の諮問機関である。9市1町（久留米市、大野城市、豊前市、筑紫野市、中間市、飯塚市、小郡市、甘木市、柳川市、那珂川町）でこの審議会を設置している。

人数は15名から35名まで、通常、父母教師の会、校長、行政区長、議員、学識経験者、職員、特定事項の調査にあたる者、その他特に教育委員会が必要と認める者等から構成される。この他に、社会教育関係団体、公民館長、教員（飯塚市）、町民（那珂川町）を加える例が各1件ある。

審議会の設置は全体の4分の1程度に止まっており、少数である。また、審議会が置かれていても「5年間開催されていない」（小郡市）「最近開催されていない」（大野城市、筑紫野市）などの例もある。通学区域審議会は、特定の事案について専ら区域の設定・改廃を検討する場、すなわち学校新設や統廃合による新たな線引きの承認がその任務と位置づけられており、通学区域のあり方を自治体全体の問題として長期的な展望を持って総合的、恒常的に論じる場にはなっていない。

組織構成では、議員、職員を委員とする例が多いのが目につく。審議会が諮問機関であるとすれば、議員、職員はこれを受け取り執行する立場にあるから、審議会の正規のメンバーとしての適切さには疑問がある。また、区長（町内会長、校区関係者）、民生委員は住民代表というよりも行政に近い存在である。父母教師の会についても会長、連合会会長とするものが多い。PTA会長、連合会会長は子育てを終えた地域名士が就任することが珍しくなく、審議会委員となることについて総会等で承認されることがない場合も珍しくないから、PTAという組織の代表といえるかはここでも疑問といわざるを得ない。また、年齢、性別等の構成にも偏りがあるのではないかと推測される。

5 学校選択制導入等今後の方針・計画について

(1) 市町村の回答

「今後、通学区域の見直しや学校選択制の導入等の計画があるか」という問いに対して以下の回答を得た。

- ①大野城市 本市において現在のところ、通学区域の見直しや学校選択制の導入等の計画はありません。
- ②筑穂町 具体的な策定には至っておりません。
- ③志摩町 今までも、福岡教育事務所の指導、近郊市町村または糸島一市二町（前原、二丈町）と歩調を合わせていますので、今後も同じように対応していく計画です。
- ④大川市 通学区域の指定及び指定の変更については、別添の規則と要綱にて運用しており、現段階において学校選択制の導入は考えておりません。
- ⑤芦屋町 特に見直し計画等ありません。
- ⑥立花町 通学区域の弾力化・見直しや学校選択制の導入等、の計画については、現在持っていません。特記すべき事項として、中学校については、平成18年度を目処に現3校を2校に（その後将来には1校に）、小学校については、平成20年度を目処に現5校を3校に統合する計画を持っています。
- ⑦黒木町 計画はありません。
- ⑧夜須町 通学区域の見直しや学校選択制の導入については、現状では見直し等の検討は考えていない。小学校は3校区であるが、1校区が過疎地域であり、これ以上の児童数減少を誘引する可能性のある施策は考えにくく、また施設の受入れ許容能力の問題もある。
なお、現在、隣接する三輪町との町村合併が現実の問題となっているので、合併に向けた協議対象となることは間違いない。
- ⑨瀬高町 通学区域の弾力化・見直しや学校選択制の導入等の計画については、本町が平成17年度に合併予定のため、合併後に審議会等で検討となる予定です。
- ⑩吉井町 通学区域の弾力化・見直しや学校選択制の導入等の計画については、現在のところありません。
- ⑪粕屋町 学校教育は地域との関係が深いところから、現在のところ考えていません。
- ⑫筑紫野市 校区の全体的な見直しについての予定はございません。
- ⑬添田町 児童生徒の減少に伴い町立学校の統廃合は考えられるが、通学区

域の弾力化・見直しや学校選択制の導入等の計画はありません。

- ⑭宮田町 今後、通学区域の弾力化・見直しや学校選択制の導入等の計画について現時点では未定です。
- ⑮三橋町 通学区域の弾力化・見直しや学校選択制の導入等の計画なし
- ⑯犀川町 現在のところ通学区域の見直し、学校選択制導入等の計画はありません。校区外就学・区域外就学にて対応しております。
- ⑰小郡市 通学区の見直し及び弾力化については、今現在のところ予定はありません。
生徒数が減少している小規模中学校においては、制限的な学校選択制の導入を検討していきたい。
- ⑱二丈町 現在、教育委員会で規則の改正を含め、鋭意検討を進めており、現段階でコメントはできません。
- ⑲田主丸町 計画等ございません。
- ⑳朝倉町 朝倉町教育委員会では上記について計画はしていない。但し、現在合併任意協議会（甘木市・朝倉町・杷木町・宝珠山村・小石原村）が開催されており、合併すれば当然見直し等の討議は必要になる
- ㉑大刀洗町 通学区域の弾力化や見直し、学校選択制の導入については、いまのところ計画はありません。
- ㉒香春町 今後、通学区域の弾力化・見直し・学校選択制の導入等の計画はありません。
- ㉓前原市 通学区域の弾力化や学校選択制の導入については、現在のところ計画はございません。
- ㉔勝山町 通学区域の弾力化・見直しや学校選択制の導入等については現在、平成17年の合併をめざし近隣、1市5町の合併協議会で協議を重ねている状況であります。具体的には合併後に検討する計画です。
- ㉕新吉富村 区域がはっきりしているので特になし
- ㉖甘木市 現時点では、見直し、導入等の計画はありませんが、市町村合併にあたっての検討課題となることは考えられます。
- ㉗上陽町 今後、通学区域の弾力化をすすめていくことで検討促進を図るが、

学校選択制については小学校2校のため（中学校は1校のみ）学校統合も含めて、慎重に検討していきたい。

- ㉘豊前市 豊前市通学区域審議会は本年（2003）8月に新たに立ち上げこれから本格的活動を開始いたします。通学区域の弾力化・見直しや学校選択制の導入についてはこの審議会において本格的協議に入ります。尚、当市は人口の割りに小学校10校、中学校4校と多く統廃合についても段階的に協議に入っていきます。

以上から明らかのように、ほとんどの自治体が予定なしと回答している。逆に地域との関わりを理由に、学校選択制導入等を明確に否定するもの（粕屋町）があり、そこでの地域性の内実については今後の検討課題である。

制限的学校選択制導入に含みを持たせている小郡市では、一部地域でマンション建設や宅地開発が進み、校区の就学児童生徒数がアンバランスになっていると考えられる。隣接する久留米市では2002年度から過大規模化した市立小学校1校について隣接校の選択を認める制度を導入しており、小郡市の回答はこれを念頭に置いているのではないか。

何らかの将来的な予測としてあげられているのは市町村合併と学校統廃合であり、両者に共通するものは少子高齢化と財政状況の悪化である。

すでに1町村1校という自治体もある。また、地勢上、これ以上学校を減らせないというケースもあろう。徒歩通学が不可能になるほど通学区域が広域化すれば、スクールバス等の整備が必要になり新たな財政負担が生じる場合もある。「小学校は3校区であるが、1校区が過疎地域であり、これ以上の児童数減少を誘引する可能性のある施策は考えにくく、また施設の受入れ許容能力の問題もある。」（夜須町）このような手詰まり状態にある地方の自治体は少なくはない。学校の存続がまずもって当面する課題だとすれば、「学校選択どころではない。」というのが正直なところであろう。

2004・平成16年10月現在、福岡県下で法定合併協議会に加わっている自治体は16地域9市20町5村に上る。本調査の対象市町村39自治体のうち5市9町1村計15自治体が合併の渦中にあり、10自治体については既に合併決議

済まないし調整済みである。市町村合併は通学区域制度や学校選択制にどのような影響を及ぼすであろうか。市町村合併の最大の狙いは行財政の効率化であり、これによって学校数が増加することはまず見込めず、むしろその方向は学校統廃合を指している。昭和30年代の市町村合併が大規模な学校統廃合を伴ったことを改めて思い起こさざるを得ない。学校統廃合は過疎化を加速させる。旧市町村やコミュニティの分断は深刻な紛争を引き起こしかねない。少子高齢化が進行する地方の自治体で、今、学校選択制が導入されるとすれば、その表面的な理由付けはともかく、実態は「自然な」「無理のない」形で学校を減らす方策でしかあり得ないのではないか。

今回の調査は、回答率が低いこと、福岡市、北九州市の両政令指定都市からの回答が得られなかったこと、市町村合併を控え具体的な施策を決定しにくい段階であったこと、等があり、得られた知見はきわめて限定的なものといわざるを得ない。都市部での通学区域制度の問題の現れ方、中小規模自治体における学校選択制の特徴、合併による変化、私立学校や公立中高一貫校がもたらす影響等、さらに検討すべき課題は多く、これらについて継続的な調査研究を行うこととしたい。

注

- (1)「競争で学校は変わるか」<http://www.nhk.or.jp/bsdbate/0312/data.html>
 - (2)吉岡「学区制度と教育への権利保障－自治体通学区域制度の現状と課題－」講座 現代教育法3 三省堂 平成13
 - (3)市町村自治研究会編集『平成14年度版 全国市町村要覧』第一法規 平成14、平成12年国勢調査
- 本稿で分析対象とした資料は以下のとおりである。ご協力いただいた各市町村教育委員会に改めて御礼申し上げます。
- (1)久留米市立小学校設置条例、久留米市立中学校設置条例、久留米市立小中学校通学区域審議会規則、指定校（区域外就学）許可基準、久留米市立小中学

校通学区域概略図

- (2)大野城市立学校設置条例、大野城市立学校の通学区域に関する規則、大野城市立学校区審議会設置条例、大野城市立学校区審議会規則、大野城市立学校通学区域図（小学校）
- (3)豊前市立学校設置条例、豊前市立小学校及び中学校指定学校変更取扱規則、指定学校変更取扱要領（指定学校変更取扱規則の運用）、区域外就学取扱規則、区域外就学承諾基準（市外からの通学）、豊前市立学校通学区域審議会規則
- (4)筑紫野市公の施設の設置及び管理に関する条例、筑紫野市立学校の通学区域に関する規則、筑紫野市立学校指定学校変更取扱要領、筑紫野市指定学校指定変更取扱要領、筑紫野市立学校区審議委員会の組織に関する規則、筑紫野市立小学校通学区域割図
- (5)行橋市立小学校及び中学校設置条例、行橋市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則、指定学校変更取扱規則、指定学校変更取扱要領
- (6)中間市立小学校及び中学校設置条例、中間市立小中学校通学区域設置要綱、中間市立小中学校通学区域審議会条例
- (7)飯塚市立小学校設置条例、飯塚市立中学校設置条例、飯塚市立学校通学区域審議会設置条例、飯塚市立学校通学区域審議会規則、飯塚市立学校の通学区域に関する規則、飯塚市立小中学校通学区域表
- (8)大川市立小・中学校設置条例、大川市立小中学校の通学区域を定める規則、大川市立小中学校通学指定変更取り扱い要綱、大川市通学区域図
- (9)小郡市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則、指定学校変更取扱規則、小郡市立学校通学区域審議会条例
- (10)甘木市立小学校設置条例、甘木市立小中学校の通学区域を定める規則、区域外就学に関する取り扱い要領、甘木市立小中学校通学区域審議会規則
- (11)柳川市立小学校設置条例、柳川市立中学校設置条例、柳川市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則、小学校又は中学校の変更に関する処分、柳川市立学校通学区域審議会要綱
- (12)古賀市立学校設置条例、古賀市立学校通学区域審議委員会の組織に関する規

- 則、古賀市立学校の通学区域に関する規則
- (13)前原市立学校設置条例、前原市立学校の通学区域を定める規則、通学困難地区通学費補助金交付規程
 - (14)芦屋町立学校設置条例、芦屋町立学校の通学区域に関する規則、区域外就学に関する内規及び事務処理要綱、芦屋小学校通学路
 - (15)志摩町立学校設置条例、志摩町立学校の通学区域を定める規則、志摩町立学校の通学区域を定める規則の一部を改正する規則の制定について、志摩町立学校指定校変更取扱要領の制定について、志摩町立小中学校通学区域図
 - (16)那珂川町立小学校設置条例、那珂川町立中学校設置条例、那珂川町立学校の通学区域に関する規則、那珂川町立学校通学区域審議委員会設置に関する条例、那珂川町立学校通学区域審議委員会規則、那珂川町教育委員会指定学校変更・区域外就学要綱
 - (17)篠栗町立学校設置条例、篠栗町立学校学校の通学区域に関する規則、篠栗町指定校変更取扱要領通学区域図
 - (18)宮田町立学校設置条例、宮田町立学校の校区に関する規則、宮田町立学校通学区域審議委員会条例
 - (19)立花町立学校設置条例、立花町の小学校及び中学校の通学区域を定める規則、立花町立小・中学校通学区域外就学の許可基準、小学校通学区域図、中学校通学区域図
 - (20)通学区域一覧表、添田町全図
 - (21)黒木町立学校の設置に関する条例、黒木町立小学校を指定する通学区域に関する規則、黒木町立小学校に就学すべき者の指定学校の変更に関する規程、区域外就学に関する規程
 - (22)瀬高町立学校設置条例、瀬高町立小学校及び中学校の通学区域を定める規則、瀬高町校区外許可基準内規、区域外就学を認める際の判断基準、瀬高町全図
 - (23)夜須町立学校設置条例、夜須町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則、夜須町全図
 - (24)吉井町立学校設置条例、吉井町立学校の通学区域に関する規則、吉井町字区分図

- (25)穂波町「通学区域の弾力的運営」学校の活性化を目指して（パンフレット）、穂波町学校紹介パンフレット、家庭・学校・地域が連携して穂波町の学校がさらに活性化（パンフレット）
- (26)粕屋町立小学校及び中学校設置条例、粕屋町立学校の通学区域に関する規則、粕屋町立学校指定校変更取扱要綱、粕屋町指定校変更取扱要領、通学区域図
- (27)三輪町立学校設置条例
- (28)三橋町立学校設置条例、三橋町立小学校及び中学校三橋町立小学校及び中学校の通学区域を定める規則、校区外就学許可基準、三橋町小学校及び中学校通学区域図
- (29)犀川町立小中学校設置条例、犀川町立小中学校の通学区域に関する規則
- (30)上陽町立学校設置条例、上陽町立の小学校及び中学校の通学区域に関する規則
- (31)筑穂町立学校設置条例、筑穂町立小学校及び中学校通学区域に関する規則、筑穂町域小学校通学区域図、平成15年度学校要覧
- (32)大刀洗町立学校設置条例、大刀洗町立小学校及び中学校通学区域に関する規則、区域外就学に関する取扱要領、通学区域図
- (33)勝山町立小学校設置条例、勝山町立中学校設置条例、勝山町立小学校及び中学校通学区域に関する規則、勝山町立小学校の校区に関する取扱要綱
- (34)香春町立学校設置条例、香春町立学校管理規則
- (35)田主丸町立学校設置条例、田主丸町立小中学校の通学区域に関する規則
- (36)二丈町立学校設置条例、二丈町立小中学校の通学区域を定める規則、指定校変更取扱規則、二丈町通学区域図
- (37)朝倉町立学校設置条例、朝倉町立学校の通学区域に関する規則
- (38)新吉富村立学校設置条例、新吉富村立小学校の校区に関する規則、新吉富村全図